

農地はいつ農地でなくなるの？

農地を転用（農地以外の目的で使用）するためには、農地法に基づき許可等が必要になりますが、許可を受けたらすぐに「農地除外」（農地ではなくなる）になるわけではありません。



■農地法に基づく許可は、「申請人の計画に基づいて転用を行うことを認めるもの」であって、許可を受けた段階ではまだ農地のままです。許可を受けた後、計画通りの使用をし、かつ許可条件（利用報告等）を履行した後に農地から除外されることになります。

許可証に記載されている条件が履行されていないため、未だ農地扱いとなっている土地が多くあります。あなたが許可を受けた土地は、手続きが済んでいますか。

※履行したかどうかを確認できない、または覚えていない場合は、下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281

【民間開発予定地等の不発弾等探査の要望者募集】

沖縄県では「広域探査発掘加速事業」として民間地の探査・発掘事業を実施し、不発弾等の早期処理に取り組んでいます。不発弾等探査を要望する方で以下の条件をクリアしている土地に関して募集します。

【対象箇所条件】

- ①・②の条件を満たしているものが対象となります。
 - ① 探査予定面積が100㎡を超えること
 - ② 地主及び小作人が不発弾等探査・発掘工事に同意（同意書に記入）していること

- ・原則として沖縄県のスケジュール案で探査・発掘が可能な箇所が対象となります。
- ・「提出要綱」で探査に該当するかを必ずご確認ください。
- ・予算の範囲内で探査・発掘作業を実施するため、要望しても探査実施できないことがあります。
- ・沖縄県の事業として実施されるため、個人負担は一切ありません。

【探査・発掘ができない箇所】

将来公共工事等が予定されている箇所、地すべりが予想される箇所、急傾斜地（がけ）等の探査難渋箇所、付近に住居等（構造物）が存在し探査実施に影響がある箇所など。

【提出期限】

平成28年8月31日（水）

※スケジュール案、提出要綱及び提出物（不発弾磁気探査依頼書、磁気探査同意書）については、町のホームページ（トップページ→新着情報→民間開発予定地等の不発弾等探査の要望者募集）をご覧ください。

【提出物】

1. 不発弾磁気探査依頼書
2. 磁気探査同意書

【提出先・お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 生活安全係 ☎945-5018

生活環境安全課



医療法人 愛和会 有料老人ホーム スマイルあいわ



～池田苑・あいわクリニック隣にオープン～

- ・全個室40部屋（2人室含む）
- ・訪問診療 ・クリニック併設
- ・24時間介護 ・認知症対応

★お問合せ先★

☎ 098-946-2000 担当（赤嶺）

お気軽にお問合せ下さい。

http://www.aiwakai.jp

入居者募集中！

入居利用料金

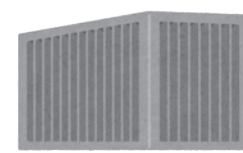
- ★入居費用¥98,000～
- ★在宅サービス利用の場合、1～2割負担



車庫・倉庫・プレハブ・コンテナも「建築確認」が必要です！



10㎡以内の増築を除き、建築確認申請の対象となります。新設、新築の際は、申請をお忘れなく！



※申請手続きを行わずに建築した場合、建築主に対して罰則が課されます。ご注意ください。

【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

住宅リフォームをお考えのあなた！

町内業社に委託して工事をする際は 補助金を助成します！



～西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業～

お住まいの住宅を町内の施工業者を利用して、住宅リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

1) 補助対象住宅

町内に存する建築後1年を経過しており、補助対象者が居住する住宅とします。

2) 補助対象工事

①バリアフリー改修工事 ②省エネ改修工事 ③県産材を利用した改修工事
※補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象外となります。

3) 補助金の額

経費の20%に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

現在、約80%の申請がきており、今年度予算額に達し次第終了となります。ご了承ください。

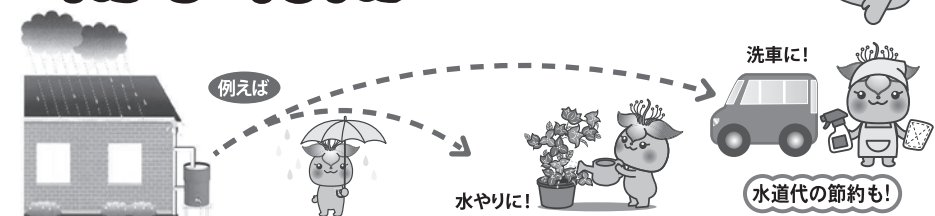


【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

雨水利用促進助成金 交付制度

“雨水利用”しませんか！

雨水タンクを設置し雨水が一気に川へ流れないようにすることで、洪水や災害の軽減につながります。



制度の内容

町内で、次の対象施設等を設置される方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。
※先着順。予算がなくなり次第、終了。

対象施設等

- ① 雨水利用のための雨水タンクの設置工事
 - ② 下水道接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用する改造工事
- ※①および②ともに有効貯水量1㎡以上、1世帯につき1施設。また、すでに設置されている施設や補修等は対象外。

交付額

工事1件につき上限5万円
※要した費用が5万円未満の場合は要した費用。重複して交付を受けることはできません。

資料配布・申請は 土木課計画係の窓口まで

【お問い合わせ】 建設部土木課 計画係 ☎945-4415